



# 火災の無い安全・安心なまちづくりのため 空家・空地の火災予防にご協力願います！

空き地及び空き家は、人の目が届きにくいいため、放火の標的になりやすく、火災が起きると発見が遅れ、大火災に至る恐れがあります。都留市火災予防条例では、このような火災を未然に防ぐため、空き地及び空き家の管理について規定しています。

## 都留市火災予防条例 (抜粋)

(空地及び空家の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の延焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

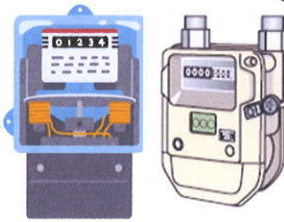
### 不審者の侵入防止

不審者の侵入を防ぐために  
施錠や柵などをしましょう！



### 電気・ガスの遮断

使用していない電気・ガスは  
停止しましょう！



枯草は燃えやすいので  
伸びきる前に除去を！



### 放火等対策の実施

放火や不審火をふせぐため、可燃物  
は屋外に放置しないでください！



### 敷地内の整理・整頓

また、庭木などの管理を怠ると伸びすぎた枝等により、建物の損壊  
や電線に接触することで火災や停電の恐れがあります！



都留市消防本部・消防署  
0554-43-2341

